

# 今後の議論に向けた論点と考え方について

---

# I 共通化の検討の対象について

## 論点1

調達関連手続のうち、共通化すべき様式・項目や手続をどのように検討していくか。

## 考え方

- 調達関連手続については、事業者と接点のある事務（フロントヤード）と内部事務（バックヤード）に分類することができる。また、フロントヤードについては、①様式・項目（申請に係る様式・項目や必要書類等）、②手続の方法（受付方法、申請期限等）に分類することができる。
- 調達関連手続の共通化に係る要請は、**地方公共団体・事業者間の手続方法が地方公共団体ごとに異なること**により、事業者の事務負担が大きくなっていることに起因するものであって、接点のない内部事務（バックヤード）の統一を求めるものではないと考えられることを踏まえ、まずは、一般競争入札・指名競争入札・随意契約の一連の手続を対象としつつ、地方公共団体・事業者間の接点のある**フロントヤードの手続を中心に、個々の様式・項目や手続の方法**（入札参加資格審査、案件情報公開、入札、契約、完了届・検査、請求・支払）**ごとに、共通化の検討を進めることとする。**
- その際、入札参加資格審査の様式・項目（フロントヤード）の共通化の範囲については、資格の審査基準（バックヤード）に基づき定められていることを踏まえて検討する必要があるか。

		①入札参加資格審査	②案件情報公開	③入札（見積り）	④契約	⑤完了届・検査	⑥請求・支払
フロントヤード	様式・項目	・申請書 ・添付書類		・入札申込書 ・入札書 ・委任状 ・見積書	・契約書	・完了届	・請求書
	手続の方法	・資格の有効期間 ・申請時期・受付期間 ・受付方法 等	・発注見通し ・入札公告 ・指名通知	・書類提出方法 ・入札 ・入札保証金納付 ・開札手続・結果通知	・締結方法 ・契約保証金納付 ・契約情報の公表	・完了届提出方法 ・検査	・請求方法 ・支払通知
バックヤード	内部手続 審査・基準等	・資格審査（審査基準） ※地域貢献度、災害協定、 賃上げ、環境配慮等 ・業者名簿への登録  ・業者情報管理	・指名基準・指名者数 ・入札説明書の作成 ・設計書・仕様書の作成 ・予定価格の作成  ・案件情報管理		・支出負担行為 （決裁等）	・検査内容 ・検査基準 ・検査調書	・支出額の確定 ・支出命令

## Ⅱ－1 入札参加資格審査手続の共通化の方向について（資格・審査基準）

### 論点2－1

- 一般に、各地方公共団体は、あらかじめ、**入札参加資格審査申請**をした事業者について、各団体の定める審査基準に基づき、当該事業者が当該資格を有するかどうかを審査し、等級の格付け（A～D等）や順位付け（特に建設工事）をして、入札参加資格者名簿（事業者名簿）に登録しているところ、当該**審査基準**について共通化することができるか。
- また、個々の入札の際、各団体が個々の契約の性質・目的に応じて定める入札参加資格についても、共通化することができるか。

### 考え方

- **地方公共団体が締結する契約については、団体によって契約規模や内容、契約において重視する事項等その実態が異なる。**
- このため、地方公共団体が当該契約の履行を確保するために行う**入札参加資格審査**（等級格付けや順位付け）**については、当該団体において、当該団体の契約規模等の実態を踏まえて、経営事項審査や自己資本額等の客観的審査事項や、施工実績、賃上げの実施状況、環境への配慮、障がい者の就労、地域貢献活動の状況、地元企業であること等の技術性・社会性・地域性等に係る主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して点数付けをするなどして行っている。**
- このように、地方公共団体によって契約規模や内容、契約において重視する事項等契約の実態が異なることに応じて、入札参加資格の審査基準も多様であることを踏まえると、**地方公共団体が独自の審査基準を定めることを引き続き可能とする必要があるのではないか。**
- 同じく、地方公共団体は、当該団体が締結しようとする契約の性質・目的によっては、その履行を確保するために、**あらかじめ定める入札参加資格に追加して、個々の入札の際に具体的契約の実態に即した資格を定める必要があるが、**地方公共団体によって契約規模や内容、契約において重視する事項等契約の実態が異なることに応じて、当該資格も多様であることを踏まえると、**地方公共団体が独自の資格を定めることを引き続き可能とする必要があるのではないか。**

## Ⅱ - 2 入札参加資格審査手続の共通化の方向について（申請項目等）①

### 論点 2 - 2

- 地方公共団体が、あらかじめ事業者から受け付ける**入札参加資格審査の申請項目・必要書類**について、共通化することができるか。共通化を進める場合には、どのように共通化することが考えられるか。

### 考え方

- 地方公共団体においては、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者が、入札参加資格を有するかどうかを審査するため、各団体で申請項目や必要書類を定めた上で、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付けている。
- これら**入札参加資格審査の申請項目や必要書類**については、地方公共団体によって契約規模や内容、契約において重視する事項等契約の実態が異なることに応じて、入札参加資格の審査基準が多様であることに伴い、**多様となっているが**、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号等、**国の申請項目・必要書類**や**総務省が令和3年に作成した入札参加資格審査申請に係る標準項目・必要書類**については、**地方公共団体においても概ね共通して申請・提出を求めているのではないか。**
- また、国の申請項目・必要書類や総務省が令和3年に作成した入札参加資格審査申請に係る標準項目・必要書類等のほか、**各地方公共団体が独自に設けている項目等**についても、「工事の経歴」、「ISO認証取得の有無」等、地方公共団体が共通して申請・提出を求めているとまではいえないが、**多数の地方公共団体が申請・提出を求めているとみられる項目等もあるのではないか。**
- 他方で、例えば、地域の中小事業者が地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、迅速な対応の可否等の観点から、地方公共団体がその判断により、事業者の所在地（地域要件）や、地域への精通度など、契約の履行の確保に必要な範囲で独自の申請項目等を設けることについては引き続き可能とする必要性もあり、国において、こうした項目まで全て共通化することはできないのではないか。

## Ⅱ－２ 入札参加資格審査手続の共通化の方向について（申請項目等）②

### 考え方（続き）

- このような項目等の設定状況を踏まえ、総務省において、以下の①及び②の項目のセットを作成し、地方公共団体が、①に加えて②の項目を任意に選択して設け、必要に応じて更に③の項目を設けることができることとすることが考えられるか。この際、③の項目を設けないこととすることはできるか。
  - ① 全地方公共団体共通の項目等  
(例：事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号、営業年数、資格希望工種、総合評定値通知書)
  - ② 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の項目等  
(例：工事の経歴、建設業労働災害防止協会加入、ISO認証取得、障害者の法定雇用率達成状況、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届の提出等)
  - ③ 契約において重視する事項等に応じた地方公共団体独自の項目等  
(例：地方公共団体独自の表彰実績、地方公共団体独自の地域貢献活動の実施状況、当該団体との防災協定の締結、働き方改革の取組状況等)
- ※ 例えば、共通の入札参加資格審査申請システムを運用する場合には、事業者は、
  - ・ ①・②の項目等については、当該システムに1度アップロードすることにより複数の地方公共団体に一括して申請できることとする
  - ・ ③の項目については、当該システムにおいて地方公共団体ごとに必要な項目等をアップロードして申請できることとすることも考えられるか。
- ※ この際、地方公共団体の契約の履行を確保するため、十分な審査を行うための項目等が必要となる一方で、事業者の入札参加資格審査申請に係る事務負担も考慮して、合理的な範囲で必要最小限の項目とするよう地方公共団体に見直しを促すことが考えられるか。

## Ⅱ－3 入札参加資格審査手続の共通化の方向について（申請方法）

### 論点2－3

- 地方公共団体が、あらかじめ事業者から受け付ける**入札参加資格審査の申請方法**について、共通化することができるか。

### 考え方

- 地方公共団体においては、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者が、入札参加資格を有するかどうかを審査するため、各団体で申請方法を定めた上で、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付けている。
- 入札参加資格審査の**申請方法**としては、入札参加資格の有効期間、申請時期・受付期間、受付方法、審査結果の通知方法、資格者名簿の公開方法、申請内容の変更方法等が地方公共団体ごとに独自に定められているが、これらの**差異は、入札参加資格の審査内容に直接影響を与えるものではないと考えられ、また、複数の地方公共団体が申請方法を共通化し、共同で申請を受け付けている場合もあることを踏まえれば、地方公共団体ごとに当該申請方法の差異を設ける必然性はないものと考えられるか。**
- ただし、例えば、当該申請方法のうち、入札参加資格の申請時期や受付期間については、各地方公共団体において、調達関連事務を担当する職員の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要や、入札参加資格審査申請の件数と審査に係る職員数を勘案した必要な審査期間の設定等、各団体の状況に応じて定められている可能性もあると考えられる。
- このことを踏まえ、**入札参加資格の申請時期や受付期間等については、地方公共団体の意見を聞きながら、いずれの地方公共団体においても事務を適切に処理することができるようなものとなるよう、十分に考慮して決定することが重要**であるか。
- また、**入札参加資格審査の受付方法について、社会全般のデジタル化等の社会経済活動の効率化に係る要請を踏まえ、書面による提出方法に加えて、オンラインによる方法でも受け付けることが共通となるよう、地方公共団体に対して、当該申請を電子申請システムやメール等で受け付けられるようにするなどのオンライン化の取組を促すこととするか。**（署名・押印は不要とすることが前提。）
- さらに、調達関連手続のデジタル完結や情報のワンスオンリー化を図る観点から、**政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、あるいは地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムを構築し、当該システムにおいて地方公共団体が入札参加資格審査を受け付けられるようにすることについて、検討することとしてはどうか。**
- その際、調達関連システムを整備していない地方公共団体においても、当該共通システムを通じて入札参加資格審査を受け付けられるようにすることが、事業者の利便性向上に資するものと考えられるか。

## Ⅲ－１ 案件情報の公表方法等の共通化の検討の方向について①

### 論点３－１（入札の公告）

- 地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合には、**入札の公告**をすることが義務付けられているところ、当該公告の方法は法令上特段規定されていないが、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。
- 指名競争入札や随意契約については、入札・契約前の公告について法令上特段規定されていないが、当該公告を行う必要があるか。

### 考え方

#### 一般競争入札の公告

- 地方自治法施行令第167条の6の規定により、地方公共団体は、競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされているが、この公告の方法は法令上、特段規定されておらず、各地方公共団体において、ホームページや公報等、広く周知でき得るような手段で行われている。
- 入札の公告の方法をオンライン化することは、事業者の利便性向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減等、最適な事業者の選定に寄与することとなるのではないかと考えられる。
- 以上を踏まえ、**入札の公告の方法については、オンラインで行うことが共通となるよう、地方公共団体に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すこととするか。**
- また、国の政府調達関連システム上の案件情報に地方公共団体の調達案件を掲載する機能が実装されている※ことを踏まえ、調達案件の一覧性を高め、事業者の利便性向上を図る観点から、この**政府調達関連システムの機能を活用し、当該システムにおいて地方公共団体の調達案件を公表することについて検討することとしてはどうか。**

※ 地方公共団体のHPIに案件情報のcsvデータを置くと、政府調達関連システムが巡回し当該csvデータを収集し、当該システム上に掲載することが可能

### 考え方（続き）

#### 指名競争入札・随意契約の案件情報の公表

- なお、入札の公告を地方自治法第16条第4項の規定による公告式条例に基づき、紙媒体の公報や掲示場への掲示の方法により行うこととしている場合には、当該方法に加えて、運用上、オンラインでも公告の内容を公表することとするとも考えられるか。
  - 指名競争入札は、地方公共団体が特定多数の競争加入者を選んで競争させ、相手方を決定し契約を締結する方法であって、また、随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であって、一般競争入札のように不特定多数人の参加を求めて競争させるものではないことから、必ずしも一般競争入札のように案件情報を公表対象とする必要はないか。
- ※ 指名競争入札で契約を締結する場合や随意契約を締結する場合には、法律上、公告が義務付けられていないが、地方公共団体の運用として、公募型指名競争入札やオープンカウンター方式による随意契約による場合には、政府調達関連システムの機能を活用して案件情報を公表可能とするとも考えられるか。



## Ⅲ－１ 案件情報の公表方法等の共通化の検討の方向について③

### 論点３－１（入札・落札情報）

- 国の調達においては、**発注の見通しや入札・落札情報等**が政府調達関連システムにおいて公表されているが、地方公共団体の当該情報の**公表方法**のあり方について、どのように考えるか。

### 考え方

- 国の物品・役務に係る入札・落札情報等については、政府調達関連システム上で、開札日時、入札社名、入札金額、落札結果等を公表している。
  - 公共工事以外※の入札・落札情報等の公表については、法令上、特段の規定はないが、国と同様にオンラインで公表することによって、事業者の利便性向上に資するほか、入札・契約に係る不正行為の防止にも資するものと考えられるか。
  - 以上を踏まえ、**公共工事以外の契約についても、国と同様に入札・落札情報等をオンラインで公表することが共通となるよう、地方公共団体に対して、入札・落札情報等をホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すこととするか。**
  - このための取組として、**政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、あるいは地方公共団体共通の入札・落札情報等の公開システムを構築し、当該システムにおいて地方公共団体の調達案件を公表することができるようにすることについて検討することとしてはどうか。**
  - 一方で、公共工事以外の入札・落札情報等について、個々の契約の内容等に応じて、情報公開条例に基づき、法人に関する情報であって、当該法人の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあるものとして不開示情報と判断する地方公共団体もあることを踏まえる必要があるか。
- ※ 一定額以上の公共工事については、公共工事に係る不正行為が跡を絶たないことを背景に制定された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令の規定により、入札・契約に係る不正行為の防止を図る観点から、毎年度の発注の見通しや、入札情報（入札者・入札金額）、落札情報（落札者・落札金額）、契約の内容等について公表することとされている。

## Ⅲ－２ 入札・完了届等の共通化の検討の方向について

### 論点3－2

- 各地方公共団体において個別に定めている**入札の様式・項目**や**完了届の様式・項目**について共通化するか。また、**入札の方法**や**完了届の提出方法**について、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。
- 各地方公共団体における契約の履行を確保するための**検査の方法**について共通化するか。

### 考え方

- 入札や完了届（件名、履行場所、契約金額、契約年月日、履行期限、完了年月日等）の提出は、個々の契約案件について個別に対応するものであって、入札参加資格審査申請のように、複数の地方公共団体に対して事業者の客観的情報を提出するような性格のものではなく、経済団体からも、入札書等や完了届の様式・項目が異なることによる具体の支障事例が指摘されていないことを踏まえれば、**入札書等や完了届の様式・項目を共通化する必要性は必ずしも大きくないものと考えられるが、入札の方法や完了届の提出方法については、電子化・オンライン化（電子入札システムの導入、完了届の提出を受け付けられる調達関連システムの整備、メールの活用等）することが、事業者の利便性向上及び地方公共団体の入札事務や検査事務の効率化に資するものと考えられるか。**
- この点、電子入札については、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する電子入札コアシステムの活用が進んできていることも踏まえつつ、**入札が電子入札システムにより行われることが共通となるよう、地方公共団体に対して、その活用を促すこととするか。**（署名・押印は不要とすることが前提。）（完了届については、調達関連システムやメール等で受け付けられるようにすることを促すこととするか。）
- また、全ての地方公共団体において、入札書等や完了届が電子入札システムにより行われるようにする観点から、**政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、あるいは地方公共団体共通の電子入札システムや調達関連システムを構築し、希望する地方公共団体がこれらのシステムを利用できるようにすることについて、検討することとしてはどうか。**
- その際、入札書等や完了届の様式・項目の差異は、入札による契約の相手方の決定や契約の履行の確保に直接影響を与えるものではなく、地方公共団体ごとに差異を設ける必然性はないものと考えられることを踏まえれば、**政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、あるいは地方公共団体共通の電子入札システムや調達関連システムを構築することを前提として入札書等や完了届の様式・項目を共通化することも考えられるか。**
- **検査の方法については、各地方公共団体において、契約の適正な履行を確保する観点から、契約の内容に応じて最も適当な方法としているものであり、地方公共団体によって契約の内容が異なることに応じて様々（現地での観察・実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等）であることから、共通化することはできないものと考えられるか。**
- なお、検査結果の通知方法については、完了届の提出方法と同様に考えることができるか。

## Ⅲ－３ 契約の共通化の検討の方向について

### 論点３－３

- 地方公共団体が締結する**契約の内容**について、標準を定めることが考えられるか。また、**契約の方法**について、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。

### 考え方

- **地方公共団体が締結する契約については、**庁舎の維持管理、不動産売買・賃借、OA機器リース、ソフトウェアライセンス、機械製造、各種物品売買など、**多岐にわたり、**また、例えば、OA機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、保守管理の方法、当該OA機器の機能や性質、その設置場所の、使用形態・頻度等、個別のサービスの内容等を十分に踏まえて契約内容を個別に定める必要があるなど、**契約書の内容は、締結しようとする契約の内容に応じて様々である。このことを踏まえれば、地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、標準を示すことはできないものと考えられる。**

※ なお、例えば、公共工事については中央建設業審議会が標準請負契約約款を作成しており、また、コンテンツ版バイ・ドール契約（注）については経済産業省がコンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットを作成している。いずれにしても、契約書の標準については、契約種別に対応する所管省庁等において個別に検討することが考えられる。

（注）契約に当たり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるもの。

- 契約の方法については、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請から、署名・押印の見直しが求められていることを踏まえれば、**契約の方法を電子化・オンライン化（電子契約を導入）することが適当であるか。**
- この点、電子契約については、地方公共団体と事業者に通ずる事務であり、事業者からクラウドサービス等も提供されているところ、**契約が電子契約システム※により行われることが共通となるよう、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することとするか。**

※ 契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行い、契約を締結するシステム

- また、全ての地方公共団体において、契約が電子契約システムにより行われるようにする観点からは、**政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、あるいは地方公共団体共通の電子契約システムを構築し、希望する地方公共団体が当該システムを利用できるようにすることについて、検討することとしてはどうか。**

## Ⅲ－４ 請求・支払等の共通化の検討の方向について

### 論点 3－4

- 契約履行後の請求・支払に係る**請求書等の様式・項目**について、共通化することが考えられるか。また、**請求書等の提出方法**について、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。
- 支払通知の方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。

### 考え方

- 請求書（見積書、納品書についても同様）については、一般に、地方公共団体において、当該団体に対して提出する請求書等の様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することも認めているところ、取引慣行や事業者の利便性の観点からは、**請求書等の様式・項目を共通化し、当該共通の請求書等以外の任意の請求書の提出を認めないこととすることはできないか。**
- 他方で、請求書等の様式・項目を共通化することは、請求書等の提出を受けた地方公共団体の担当職員における当該請求書等の内容確認の効率化や、確認の漏れ・誤り等の縮減が見込まれるなど、地方公共団体における事務処理の効率化や内部統制の確保の観点からは、意義があるものであると考えられるか。
- 以上を踏まえれば、**現状と同様に、各事業者が請求書等を任意の様式・項目により提出できることとすることは維持しつつ、現在各地方公共団体が個別に示している請求書等の様式・項目の例については、共通化することが考えられるか。**
- 請求書等の提出方法については、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請から、署名・押印の見直しが求められているところ、事業者の利便性向上及び地方公共団体の請求・支払事務の効率化の観点からは、**押印を不要とし、電子化・オンライン化することが適当であるか。**
- このため、**請求書等の提出方法について、内閣府が令和 2 年に取りまとめた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や、国における取組を参考に、書面による提出方法に加えて、オンラインによる方法でも提出できることが共通となるよう、地方公共団体に対して、請求書等をメールで提出できるようにするなどのオンライン化の取組を促すこととするか。**（署名・押印は不要とすることが前提。）
- また、全ての地方公共団体において、請求書等の提出をオンラインによる方法で受け付けられるようにする観点からは、**政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、あるいは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、当該システムにおいて地方公共団体が請求書等の提出を受け付けられるようにすることについて、検討することとしてはどうか。**
- なお、支払通知の方法についても、請求書等の提出方法と同様に考えることができるか。



# IV 調達関連手続の共通化の方法について

## 論点4

- 調達関連手続の様式・項目や申請方法について共通化を進める方向で検討することとする場合には、当該**共通化する規律方法**としてどのような方法が考えられるか。

## 考え方

- 調達関連手続の様式・項目や申請方法を共通化する規律方法としては、①法令で規定、②地方自治法に基づく技術的な助言の2つが考えられるか。

法令	効果	具体の規律方法
①法令で規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>義務付けることにより、項目や申請方法が一律に共通化</b>される。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>独自性や裁量がなくなり、各地方公共団体において契約実態や事務の状況に応じた対応が困難</b>となるおそれ。</li> </ul> <p>※ 共通項目や共通手続が現状と大きく乖離する場合、法令化することが困難。 例えば、システム構築が十分に進んでいない状況において、法令で、手続方法をシステムによることとするような義務付けを行うことはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様式・項目等を地方自治法施行規則において「標準」として規定（地方自治法施行令から委任）</li> </ul> <p>※ 予算調製の様式、款項目節の区分基準、決算調製の様式が、地方自治法施行規則において規定。</p>
②技術的な助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>独自性や裁量が確保</b>され、各地方公共団体において、<b>契約実態や事務の状況に応じて、共通化に向けた取組を柔軟に進めることができる。</b></li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>義務付けないため、項目や申請方法を一律に共通化することはできない。</b></li> </ul> <p>※ 共通化可能な手続から、順次取組が進展。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共通化する項目・手続を取りまとめ、地方公共団体に活用を慫慂</li> <li>○ 事務処理要領を作成し、地方公共団体に活用を慫慂</li> </ul>

※ 国の法令による規律の必要性については、地方公共団体共通の調達関連システムの構築との関係から検討することも考えられるか。すなわち、将来的に、地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、全ての地方公共団体が当該システムにおいて事務を処理する場合には、国の法令で規律しなくとも、調達関連手続の様式・項目や申請方法が実質的に共通化されることとなるのではないか。

# V 調達関連手続の電子化・オンライン化について①

## 論点5

- 調達関連手続の方法について、電子化・オンライン化による事業者の事務処理の効率化・合理化の観点から、**都道府県単位での共同の取組を促進することのほか、新たな仕組みを整備することも考えられるか。**また、**整備に当たってどのような検討課題・論点**があるか。

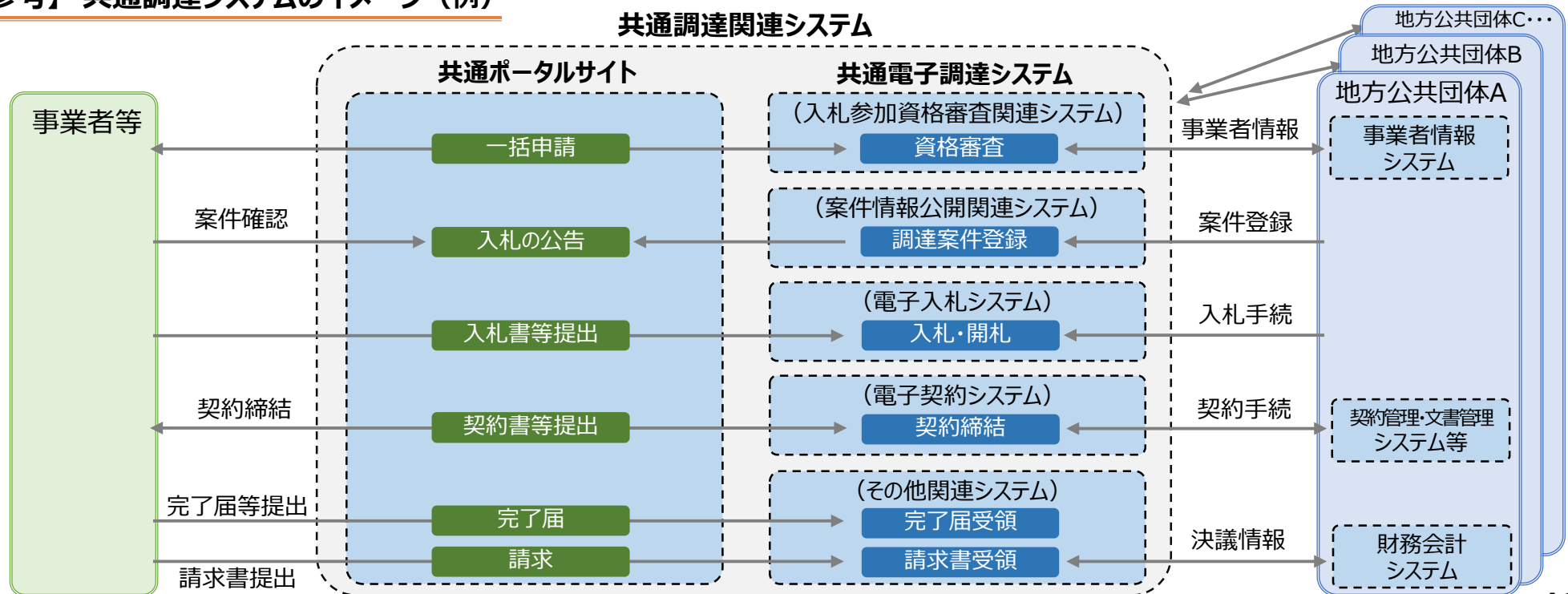
## 考え方

### ① 地方公共団体共通システムの整備

- 調達関連手続のデジタル完結や情報のワンスオンリー化を図る観点からは、地方公共団体共通の調達関連システムを構築することも考えられるか。
- あるいは、国の物品・役務の契約においては、政府調達関連システムを通じて調達に関する一連の手続をオンラインで行うことが可能となっているところ、当該システムの機能を活用することについても1案として検討することが考えられるか。

### 【参考】 共通調達システムのイメージ（例）

#### 共通調達関連システム



## V 調達関連手続の電子化・オンライン化について②

### 考え方（続き）

#### ① 地方公共団体共通システムの整備（続き）

- 政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、あるいは地方公共団体共通の調達関連システムを構築するに当たっては、**調達関連手続の様式・項目や申請方法等が共通化されることが前提となる**と考えられるか。
- その際、地方公共団体においては、既存の調達関連手続の様式・項目や申請方法等を変更する必要が生じることとなる。また、既に単独で又は共同で調達関連システムを整備している地方公共団体においては、政府調達関連システムの機能や全地方公共団体共通の調達関連システムを活用するに当たって、既存の地方公共団体のシステムを改修する必要が生じることとなる。
- このため、全ての地方公共団体がこれらの共通システムを活用することとしようとする場合には、その意義やメリットについて**地方公共団体側の十分な理解を得る必要**がある。
- **電子化・オンライン化に係るメリットとして、調達関連手続を電子化・オンライン化することが必要であることを前提としたとき、当該手続を共通化しこれらの共通システムを活用する場合と自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、共通システムを活用する場合の方がコストを抑えることができることや、一連の手続をパッケージでシステム対応することができることなどを示すことを検討することが考えられるか。**
- また、**国・地方公共団体が共同でこれらの共通システムを整備・運用しようとする場合には、調達関連手続の様式・項目や申請方法等をどのようにするかについて地方公共団体の意見も反映させられるよう協議する場を設ける必要**があるか。

#### ② 共通システムの整備・運用主体と経費負担

- 政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとする場合と、地方公共団体共通の調達関連システムを構築する場合のいずれにおいても、これらの**システムの整備・運用主体や経費負担を国と地方公共団体との間でどのようにするのか**について検討する必要があると考えられるか。
- なお、政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとすることや、地方公共団体共通の調達関連システムを構築することについての実現可能性や、いずれの方法によるべきかについては、システム構築に係る技術的・専門的な検討を要することから、関係省庁とともに検討する必要があるか。

## VI 調達関連手続の共通化や電子化・オンライン化の進め方について①

### 論点6

- 調達関連手続の共通化や電子化・オンライン化を進めていくために、どのように取り組んでいくことが考えられるか。

### 考え方

#### ① 具体化に向けた取組の進め方

- 本研究会で提言する調達関連手続の共通化や電子化・オンライン化に向けた今後の取組の方向性について、**総務省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員で構成するワーキングチームを立ち上げ、共通化する具体的な様式・項目や申請方法等、現行の都道府県単位での共同の取組を一層促進することを含めた手続の電子化・オンライン化の方法、具体化に向けたスケジュール等の内容を検討すること**とすることが考えられるか。
- また、**都道府県単位での共同の取組を促進し、または政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、あるいは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこれらのシステムを活用して調達関連事務を処理することができるようにすることについて、本研究会で指摘する検討課題等も踏まえつつ、その実現可能性や実務上の課題、その他整理すべき事項等について**、ワーキングチームにおいて地方公共団体の意見も聞きながら、必要に応じて関係省庁とともに**検討すること**とすることが考えられるか。



### 考え方（続き）

#### ② 共通化・デジタル化のメリットの提示

- 調達関連手続を電子化・オンライン化することが必要であることを前提としたとき、当該手続を共通化し、これらの共通システムを活用する場合と自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、**共通システムを活用する場合の方がコストを抑えることができる**ことや、一連の手続を**パッケージでシステム対応することができる**ことなど、**電子化・オンライン化に係るメリットを示すことが必要**か。
- このほか、事業者の入札参加が容易となり、**入札不調・不落の減少**や**競争性の確保による契約価格の低減**等、最適な事業者の選定に寄与することや、特に小規模な地方公共団体において、自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されることなどがメリットとして考えられるか。

#### ③ 経済団体等と一体となった働きかけ

- 調達関連手続の共通化・デジタル化については、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者の利便性向上や事務負担の軽減に資するものであることを踏まえ、当該共通化・デジタル化の取組を進めていくに当たっては、その要望のある**経済団体とともに、地方公共団体に働きかけ**ていくことが重要であると考えられるか。
- 特に小規模な市町村においては、ベンダー事業者と協力して制度変更への対応やシステム整備を行っている状況にあることから、地方公共団体への働きかけを行うに当たっては、**ベンダー事業者の協力を得ながら進める**ことが重要であると考えられるか。

## (参考) 国の調達関連手続の状況について①

- 国の調達関連手続のうち、「**物品・役務**」の調達手続については、**各省庁共通の「政府調達関連システム」**によって行われている。
- 「**公共工事**」のうち、**入札参加資格審査申請の受付**については、国土交通省をはじめとする公共工事の発注が多い省庁においては、これらの省庁が共同で運営する「**インターネット一元受付システム**」により行われており、その他の省庁においては、各省庁の個別システムや郵送等により行われている。また、**入札参加資格審査以降の手続**については、**各省庁の個別システム等**により行われている。

### 物品・役務（政府調達関連システム）

- **政府調達関連システム**は、①入札参加資格（全省庁統一資格）の申請受付・審査、入札、契約、検査、請求業務に係る機能を提供する**電子調達システム（GEPS：ジープス）**と、②電子調達システムのフロントエンドとして案件情報の公表・案件検索・利用者管理の機能を提供する**調達ポータル（PP：ピーピー）**で構成されている。
- 事業者は、調達ポータルを通じて全省庁の調達案件の閲覧、電子入札、電子契約、請求等に係る手続をオンラインで行うことが可能となっており、また、各省庁においても、調達に係る入札参加資格審査、入札の公告をはじめとする調達関連手続を電子調達システム上で行うことが可能となっている。
- ※ なお、国の調達ポータル上の案件情報に、地方公共団体の調達案件を掲載する機能は実装されている。（現状、活用はされていない。）

### 公共工事（インターネット一元受付システム等の各省システム）

- 公共工事の調達については、物品・役務の調達のように、全省庁共通の統一的なシステムが構築されておらず、入札参加資格審査については、公共工事の発注が多い省庁（国土交通省、農林水産省、文部科学省等）において、**インターネット一元受付システムで共通で受け付けて**いる。
- インターネット一元受付システムで受け付けた申請データ（申請項目、必要書類）については、システムを管理する委託業者が、申請先の省庁ごとにとりまとめて各省庁にメール等で各省庁に送付しており、各省庁においては、当該データを基に個別に審査をしている。（各省庁においては、共通の申請項目・必要書類に追加して、各省庁個別に追加の申請項目、必要書類の提出を求めている。）

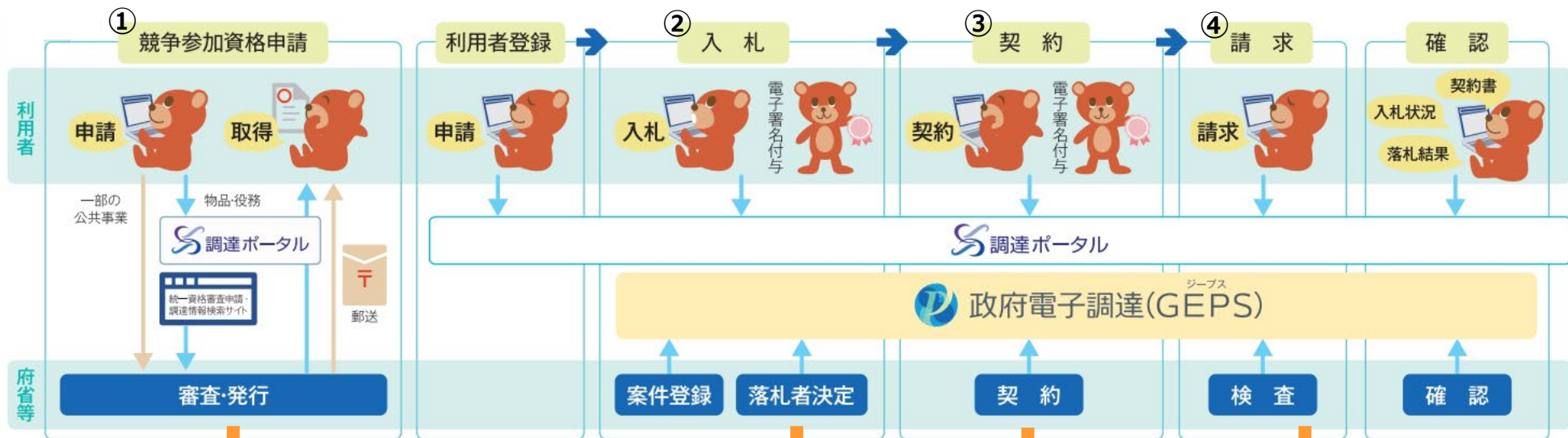
#### (参考) 国土交通省の建設工事の例

入札参加資格審査をインターネット一元受付システム、入札の公告から開札までを電子入札システム（国土交通省の個別システム）、契約から支払までの手続を電子契約システム（デジタル庁が省庁に提供しているシステム）で行っている。

# (参考) 国の調達関連手続の状況について②

## 競争参加資格申請から請求・確認までの流れ (物品・役務の場合)

※調達ポータル掲載のリーフレットを加工



### ① 全省庁統一資格の審査・申請手続

- ※ 全省庁統一資格：各省庁における物品の製造・販売等に係る契約についての共通の入札参加資格
- 事業者は複数の省庁への入札を希望する場合であっても、特に希望する1省庁に対して入札参加資格審査を申請
- 申請を受けた省庁が、各省庁を代表してGEPS上で審査

### ② 入札

- 事業者は、PPで全省庁の調達案件を閲覧可能
- 事業者は、入札書等をPPを通じて提出可能
- 各省庁はGEPS上で電子入札を行うことが可能

### ③ 契約

- 事業者・各省庁はGEPS上で電子契約を行うことが可能

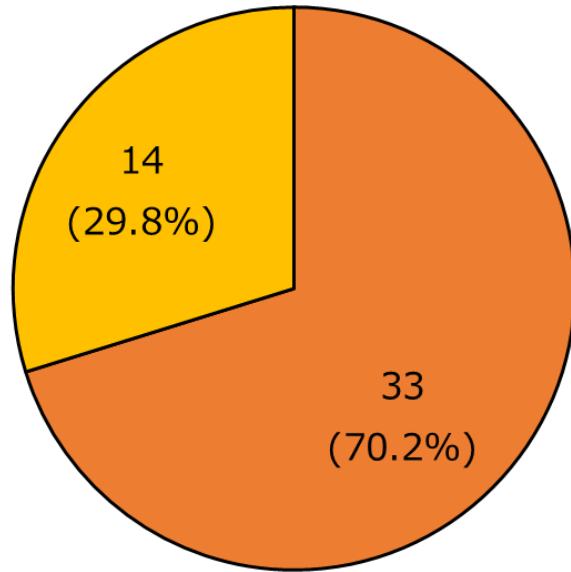
### ④ 検査

- 各省庁は検査結果をGEPSに登録することが可能
- 事業者は請求書をPPを通じて提出することが可能

# (参考) 入札参加資格審査申請の受付体制の状況 (建設工事)

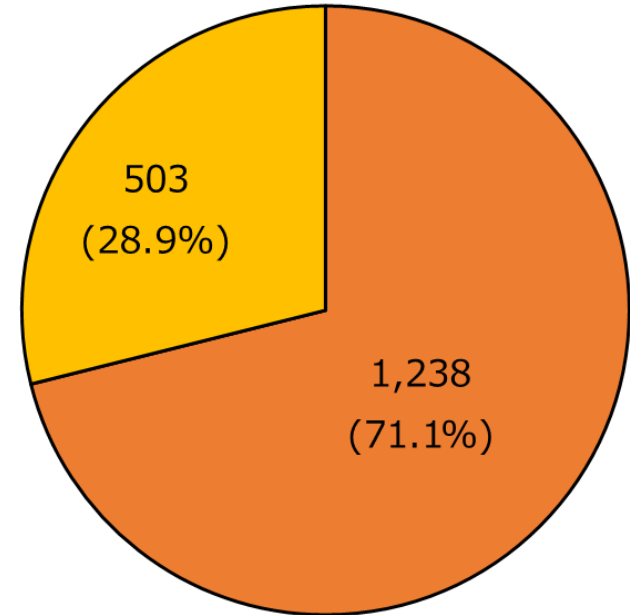
## 申請の受付体制 (建設工事)

都道府県



■ 自団体単独 ■ 他団体と共同で受付

市区町村



■ 自団体単独 ■ 他団体と共同で受付

※ 入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査結果 (令和4年6月総務省調査) より